

令和6年度愛媛県スクールソーシャルワーカー募集要項

愛媛県教育委員会
令和6年3月25日

愛媛県教育委員会では、いじめ、不登校、暴力行為、虐待など生徒の問題行動等に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて生徒や保護者等の相談に応じ、関係福祉機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える生徒に支援を行う専門家であるスクールソーシャルワーカーを次のとおり募集します。

- 1 任用期間 令和6年5月1日～令和7年3月31日
- 2 任用数 3名（東・中・南予 各地区1名）
- 3 職名 スクールソーシャルワーカー
- 4 職務内容
 - (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境（家庭等）への働き掛け
 - (2) 福祉等の関係機関、団体とのネットワークの構築、連携、調整
 - (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
 - (4) 生徒、保護者、教職員等に対する相談、支援、情報提供
 - (5) 教職員等への研修活動
- 5 応募資格
 - (1) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- 6 勤務条件
 - (1) 勤務場所
愛媛県東・中・南予地区における県立高等学校及び中等教育学校
 - (2) 勤務時間等
年間96日勤務（原則として、1日4時間、1週間のうち2日程度勤務）
※勤務日、当該勤務日における勤務時間及びその割振りは、別に定めます。
 - (3) 報酬等
 - ア 報酬 1日（4時間）当たり 12,000円
 - イ 費用弁償 通勤に係る費用を別途支給
 - ウ 保険 労災保険加入
- 7 応募方法
 - (1) 提出書類について
 - ア 令和6年度愛媛県スクールソーシャルワーカー登録申請書兼履歴書
 - イ 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を証明する書類
※厚生労働省が発行した登録証明書の写し。A4判の用紙で提出できるよう、適宜縮小、拡大してください。
 - (2) 応募先
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県教育委員会高校教育課
※封筒の表に「スクールソーシャルワーカー提出書類在中」と朱書きしてください。
※郵便事情等による申請書類の紛失については、一切責任を負いません。
 - (3) 受付期間 令和6年3月25日（月）～令和6年4月5日（金）必着
 - (4) 留意事項
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合は、任用を取り消すことがあります。
 - イ 提出書類等は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。
- 8 選考方法
書類選考
※必要に応じて面接選考を実施
※面接選考の日時、会場等の詳細は、後日、本人宛てに連絡します。

9 選考結果 選考結果は、本人宛て郵送

10 その他

本事業は、文部科学省の補助金対象事業として実施していることから、国の予算措置の状況によっては、この要項を変更する場合がありますので、御承知おきください。

【本件連絡先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県教育委員会高校教育課 指導主事 福山幸司
TEL 089-912-2953 FAX 089-912-2949